

道路ふれあい月間について

上三川町道路愛護会は毎年8月を「道路ふれあい月間」として定めて、道路の機能維持、道路環境の美化を図るため、次の要領で「道路愛護運動」事業を実施します。

1 実施期間

令和●年8月1日（●）から令和●年8月31日（●）まで（1ヶ月間）

2 実施場所

町内全域の国道・県道・町道等

3 実施団体

賛同いただける自治会

4 実施内容

- (1) 未舗装道路の凸凹ならし、路面・路肩・側溝等の清掃作業
- (2) 植樹施設の清掃、整備作業
- (3) 投棄空き缶の回収等美化作業
- (4) 路肩の雑草の除草作業
- (5) 道路交通に支障となる樹木の小枝切作業
- (6) 道路施設（ガードレール、カーブミラー等）の点検整備、清掃作業

5 ゴミの処理方法について

愛護活動で集めていただいたゴミは分別をし、貴自治会内のゴミステーションに出してください。【町によるゴミ回収につきましては、行いませんのでご了承願います】

- (1) 小枝・汚れた紙・布・汚れたペットボトル等は、**可燃ゴミ**として（半）**透明ポリ袋**に入れて各自治会の指定された曜日にゴミステーションに出してください。
- (2) 汚れた缶・瓶等は、**不燃（埋立）ゴミ**として**ポリカゴ**に入れて各自治会の指定された曜日にゴミステーションに出してください。
- (3) 粗大ゴミがあった場合は、**回収前の現場の位置図を明記の上、落ちている状況の写真を撮影し、一時的に保管できる場所に置いていただき、都市建設課**までご連絡をお願いいたします。お手数をお掛けして申し訳ございませんが、何卒ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※（1）と（2）については、汚れているゴミは資源として再生できないため、不燃（埋立）ゴミの取扱いとなります。また、町ではポリカゴの用意はできませんので、各自治会にてご用意のうえ、ゴミの取扱いをお願いします。

6 道路愛護活動中における傷害保険および保険金請求の手続きについて

(1) 保険適用範囲

【被保険者】

道路の清掃作業に参加した町民で、当該作業中に作業を原因として傷害を受けたものが対象となります。

※エンジン式刈払機使用中に係る傷害事故についても保険の適用となりますが、物損事故については保険の適用外となります。

(2) 保険金請求の手続き

事故が発生したら直ちに上三川町道路愛護会に連絡の上、書面（別紙様式、事故報告書・事故証明書）により1部提出してください。

連絡後、上三川町道路愛護会から県道路河川愛護連合会に事故報告をします。

（※事故の日から10日以内の事故通知が必要ですので早めに報告をお願いします。）

7 作業実施結果報告

●月●日（●）までに作業実施結果報告書（様式1）及び位置図（様式2）をご提出ください。

8 奨励金交付

現金で交付しますので、**●月●日（●）から●日（●）まで**の間に判子を持参のうえ、来庁してください。

※奨励金の交付は●月●日（●）以降なので、それ以前に書類を提出される場合は、奨励金の交付は行っておりませんのでご注意ください。